

平成 30 年 3 月 1 日

「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた  
実行計画－2018－」を取りまとめました

クレジット取引セキュリティ対策協議会

「クレジット取引セキュリティ対策協議会（以下「協議会」という）（議長 中央大学法科大学院 笠井教授）」<sup>（注 1）</sup>では、3 月 1 日に第 5 回本会議を開催し、「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画（以下「実行計画」という）-2018-」<sup>（注 2）</sup>を取りまとめました。

実行計画 2018 では、①カード情報の保護対策、②対面取引におけるカードの偽造防止対策（IC 対応）、③非対面取引における不正利用対策について、実行計画 2017 の進捗を反映させつつ、2020 年に向けてさらなる取組の推進を図るための改訂を行いました。（実行計画における方策は別紙 参照）

なお、実行計画は、平成 30 年 6 月 1 日に施行される改正割賦販売法に規定するセキュリティ対策義務の実務上の指針とされ、実行計画に掲げる措置又はそれと同等以上の措置を講じている場合には、セキュリティ対策に係る法的義務を満たしていると認められるものです。

協議会では、クレジットカード取引に関わる幅広い事業者と連携しつつ、クレジットカード取引に関係する全ての主体者が実行計画を尊重し目標を達成するよう今後もセキュリティ対策の強化の取組を進めてまいります。

（注 1）クレジット取引セキュリティ対策協議会

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催等に向けて、キャッシュレス決済の普及の前提となるクレジットカードの安全・安心な利用環境の整備を図るため、国際水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備することを目的に、クレジットカード会社のみならず、学識経験者、加盟店、決済代行業者、機器メーカー、国際ブランド会社、セキュリティ事業者、ネットワーク事業者及び経済産業省など幅広い関係者によって、平成 27 年 3 月 25 日に発足。委員・オブザーバー一覧は別添参照。

（注 2）クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画 -2018-

本編 [https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/plan\\_2018.pdf](https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/plan_2018.pdf)

概要 [https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/overview\\_2018.pdf](https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/overview_2018.pdf)

◎お問い合わせは下記までお願いいたします。

クレジット取引セキュリティ対策協議会事務局

一般社団法人日本クレジット協会 セキュリティ対策推進センター

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号 住生日本橋小網町ビル

TEL 03-5643-0011

投稿先：東商記者クラブ・日銀記者クラブ

平成 30 年 3 月 1 日  
クレジット取引セキュリティ対策協議会

「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた  
実行計画－2018－」において求められる方策

「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画-2018-」では、以下の3つの対策ごとに具体的な方策を求めています。

**1. クレジットカード情報保護の強化に向けた対策**

- 加盟店は、カード情報の非保持化（同等／相当（対面取引加盟店、メールオーダー・テレフォンオーダー加盟店）含む）又はカード情報を保持する場合は PCI DSS<sup>※1</sup> 準拠すること。
- カード会社、PSP<sup>※2</sup> は PCI DSS 準拠すること。

※1 PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）とは、カード情報を扱う全ての事業者に対して国際ブランドが定めたデータセキュリティの国際基準をいう。

※2 本実行計画では、PSP（Payment Service Provider）とは、インターネット上の取引において EC 加盟店にクレジットカード決済スキームを提供し、カード情報を処理する事業者をいう。

**2. クレジットカード偽造防止による不正利用対策**

- 加盟店は、クレジットカード決済端末を「100%IC 対応」すること。
- クレジットカード会社は、クレジットカードを「100%IC 化」すること。

**3. 非対面取引におけるクレジットカードの不正利用対策**

非対面加盟店（EC、メールオーダー・テレフォンオーダー等）は、リスクや被害発生状況等に応じた方策を導入する。

- 全ての非対面加盟店は、加盟店契約における善管注意義務による不正利用発生を防止するとともに、オーソリゼーション処理の態勢整備を図ること。

- 高リスク（業種）加盟店<sup>※3</sup> は、不正利用防止のための 4 方策<sup>※4</sup> の内、1 方策以上を導入すること。

- 不正顕在化加盟店<sup>※5</sup> は、不正利用防止のための 4 方策<sup>※4</sup> の内、2 方策以上を導入すること。

※なお、4 方策の内、2 方策以上を導入していても不正被害が減少せず、引き続き、「不正顕在化加盟店」と認識される加盟店は、カード会社（アクワイアラー）等より不正利用の発生状況等の情報共有を受け、不正利用防止についての追加的な方策の導入等のため継続的な検討が求められる。

※3 高リスク（業種）加盟店とは、特定 4 業種（①デジタルコンテンツ（オンラインゲームを含む）、②家電、③電子マネー、④チケット）に属する加盟店をいう。

※4 不正利用防止のための 4 方策とは、①本人認証、②券面認証、③属性・行動分析、④配送先情報をいう。

※5 不正顕在化加盟店とは、不正利用被害が多発状況（継続的に一定金額を超える不正被害発生）にあるとカード会社（アクワイアラー）等が認識する加盟店をいう。

クレジット取引セキュリティ対策協議会  
本会議委員・オブザーバー 一覧

【委 員】

＜クレジットカード事業者＞ 11 社

イオンクレジットサービス(株)、(株)オリエントコーポレーション、  
(株)クレディセゾン、(株)ジェーシービー、(株)ジャックス、(株)セディナ、  
トヨタファイナンス(株)、三井住友カード(株)、三菱UFJニコス(株)  
ユーシーカード(株)、楽天カード(株)

＜決済代行業者＞ 1 団体

ＥＣ決済協議会

＜加盟店＞ 8 社

オルビス(株)、(株)ＪＴＢ、Ｊ．フロントリテイリング(株)、  
(株)三越伊勢丹ホールディングス、ヤフー(株)、ユニー(株)、  
(株)ヨドバシカメラ、楽天(株)

＜情報処理センター＞ 1 社

(株)ＮＴＴデータ

＜機器メーカー＞ 2 社

ＮＥＣプラットフォームズ(株)、オムロンソーシアルソリューションズ(株)

＜セキュリティ事業者＞ 2 社

トレンドマイクロ(株)、Payment Card Forensics(株)

＜消費者団体＞ 1 団体

(一社)全国消費者団体連絡会

＜学識経験者＞ 2 名

笠井修・中央大学法科大学院教授、田中良明・早稲田大学教授

【オブザーバー】

＜国際ブランド＞ 5 社

アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.  
ビザ・ワールドワイド・ジャパン(株)  
マスターカード・ジャパン(株)  
三井住友トラストクラブ(株)〔ダイナースクラブ〕  
UnionPay International Co.,Ltd〔銀聯〕

＜団体事務局＞ 3 団体

日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、(公社)日本通信販売協会

＜官庁＞

経済産業省